

東京都公報

発行
東京都

目次

90

条 例

- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…二
- 東京都建築安全条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…五
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都工業用水道条例を廃止する等の条例……………（水道局）…六
- 東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…六

条例のあらまし

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第九六号）

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三〇年国土交通省令第五七号）の施行を踏まえ、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に関する手数料に係る規定を廃止します。

二 建築基準法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第六七号）の施行に伴い、

建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請等に関する手数料に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

（例）仮設興行場等建築許可申請手数料 一九五、〇〇〇円

三 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日ほかから施行します。

●東京都建築安全条例の一部を改正する条例（条例第九七号）

- 一 長屋における居住者の避難経路の確保等を図るため、敷地内の通路に関する基準等を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三一年四月一日ほかから施行します。

●東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第九八号）

- 一 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成三〇年厚生労働省令第九三号）の施行による医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五〇号）等の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三〇年二月一日から施行します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例（条例第九九号）

- 一 東京都足立児童相談所の移転に伴い、位置を改めます。
- 二 この条例は、平成三〇年二月三日から施行します。

●東京都工業用水道条例を廃止する等の条例（条例第一〇〇号）

- 一 工業用水道事業の廃止に伴い、東京都工業用水道条例（昭和三八年東京都条例第七二号）を廃止するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三一年四月一日ほかから施行します。

●東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第一〇一号）

- 一 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成

三〇年政令第二四八号)の施行に伴い、特定防災施設等の検査に関する手数料に係る規定を設けます。

特定防災施設等検査手数料

(例) 流出油等防止堤の検査 五三、〇〇〇円にその延長一キロメートル又は一キロメートルに満たない端数を増すごとに二六、〇〇〇円を加えた金額

二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十六号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第六条中「前二条」を「前条」に、「第九条」を「第八条」に改め、同条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

別表一の部第七の款一の項、二の項、三の項、六の項、七の項、九の項から十二の項まで、十四の項、十四の二の項、十四の五の項、十四の六の項、十四の九の項、十四の十の項、十四の十二の項から十四の十五の項まで及び十四の十七の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同款十五の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項を同款十五の二の項とし、同款十四の十八の項の次に次のように加える。

十五 建築基準法第四十三条第二項第一号	建築物の敷地と道路との関係 三万二千元	認定申請のとき。
---------------------	---------------------	----------

の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査

別表一の部第七の款二十の項の次に次のように加える。

二十の二 建築基準法 用途地域における増築、改築 八万七千円

第四十八条第十六項 又は移転の特例許可申請手数料

第一号(同法第八十条)

八条第二項において

準用する場合を含む。

む。)の規定に基づく

増築、改築又は移

転の特例許可の申請

に対する審査

二十の三 建築基準法 用途地域における建築の特例 九万二千元

第四十八条第十六項 許可申請手数料

第二号(同法第八十条)

八条第二項において

準用する場合を含む。

む。)の規定に基づく

建築の特例許可の申請に対する審査

別表一の部第七の款二十二の二の項中「第五十三条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同款二十三の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同款三十一の五の項中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同款三十一の六の項中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同款三十一の七の項中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同款三十九の項の次に次のように加える。

許可申請のとき。

許可申請のとき。

三十九の二 建築基準法第八十五条第六項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	十九万五千元	許可申請のとき。
---	-----------------	--------	----------

別表一の部第七の款四十六の項中「第八十六条の八第一項」の下に「又は第八十七条の二第二項」を加え、同法四十七の項中「第八十六条の八第三項」の下に「(同法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

四十八 建築基準法第八十七条の三第五項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る申請手数料	十万八千円	許可申請のとき。
四十九 建築基準法第八十七条の三第六項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る申請手数料	十九万五千元	許可申請のとき。

る審査

別表一の部第十二の款一の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同法二の項中「準用する」の下に「同法」を加え、「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同部第十五の項を削る。

別表二の部一の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同部二の項中「準用する」の下に「同法」を加え、「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

別表三の部三の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同部四の項中「準用する」の下に「同法」を加え、「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

附則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日から施行する。ただし、第五条を削る改正規定、第六条の改正規定、同条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる改正規定、別表一の部第七の款の改正規定(同法第十五の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項を同法第十五の二の項とし、同法十四の十八の項の次に次のように加える部分及び同法三十九の項の次に次のように加える部分に限る。)及び同部第十五の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

東京都建築安全条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

東京都条例第九十七号

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節の二 適用区域(第一条の二)」を「第一節の二 適用区域(第一条 第一節の三 適用除外(第一条

の二) に、「仮設建築物」を「仮設建築物等」に改める。
 の三) 」

第一条中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、「附加」を「付加」に、「第四十三
 条第二項」を「第四十三條第三項」に改める。
 第一章第一節の二の次に次の一節を加える。

第一節の三 適用除外

(適用除外)

第一条の三 特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)が法第四十条、法第四十
 三条第三項、令第二百二十八条の三第六項及び令第四百四十四条の四第二項の規定に基づ
 き制定する条例(以下「区市町村条例」という。)により、この条例と同等以上の制
 限の付加等を講ずることとなるよう定めている場合は、当該区市町村条例の規定に相
 当するこの条例の規定は、当該区市町村の区域内においては、適用しない。

第五条の見出し中「関係」を「関係等」に改め、同条第一項を次のように改める。

長屋の各戸の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の
 いずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 その出入口の前面に、幅員三メートル(出入口が道路に面しない住戸の床面積の
 合計が三百平方メートル以下(当該住戸がいても床面積四十平方メートルを超え
 る場合は、四百平方メートル以下)で、かつ、当該住戸の数が十以下の場合)、二
 メートル)以上の通路で、道路に三十五メートル以内で避難上有効に通ずるものを
 設けた場合
- 二 その出入口の前面に、幅員四メートル以上の通路で、道路に避難上有効に通ずる
 ものを設けた場合

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の
 次に次の二項を加える。

2 長屋の各戸の居住の用に供する居室のうち一以上は、次に定めるところによらな
 ければならない。

- 一 道路又は道路に避難上有効に通ずる幅員五十センチメートル以上の通路に面する
 窓その他の避難上有効な開口部(前項に定める主要な出入口を除く。)を設けるこ

と。

- 二 前号の開口部を避難階以外の階に設ける場合は、当該居室に避難上有効なバルコ
 ニー又は器具等を設けること。
- 三 前二項の規定は、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事
 が安全上支障がないと認める場合においては、適用しない。

第八条第一項各号列記以外の部分中「屋内の直通階段」を「直通階段」に、「部分
 (管理事務室、守衛室その他当該建築物を管理する者が常時勤務する室(こんろその他
 火を使用する設備又は器具を設けないものに限る。))及び屋外の直通階段から屋内を経
 て屋外への出口に至る経路のうち屋内の部分を含む。以下この項において同じ」を「う
 ち屋内の部分(以下この項及び次項において「避難階の屋内避難経路」という)に改め、
 同項第一号を次のように改める。

一 直通階段(令第十二条第九項ただし書に該当するものに限る。)に接続する避
 難階の屋内避難経路

第八条第一項第二号中「における屋内の直通階段から屋外への出口に至る経路の部分
 で」を「の屋内避難経路であつて」に改め、「で自動式のものを削り、」及び「を
 」で自動式のものと及び」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を
 「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定により避難階の屋内避難経路を区画する場合は、当該避難階の屋内
 避難経路に面して設けられる次のいずれかに該当する建築物の部分その他これらと同
 等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する部分で避難上支障がないものを当
 該避難階の屋内避難経路に含むことができる。

- 一 管理事務室、守衛室その他当該建築物を管理する者が常時勤務する室(こんろそ
 の他火を使用する設備又は器具を設けないものに限る。)
- 二 便所
- 三 ダクトスペースの部分で避難階の屋内避難経路と耐火構造の壁又は法第二条第九
 号の二に定める防火設備で区画したもの
- 四 集合郵便受けを用いた郵便物の受取及び投かんの用に供する部分

「第五節 仮設建築物の適用の除外」を「第五節 仮設建築物等の適用の除外」に改

める。

第八条の二の見出し中「仮設建築物」を「仮設建築物等」に改め、同条中「第八十五条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に、「」についてを「、法第八十七条の三第五項に規定する興行場等並びに同条第六項に規定する特別興行場等について」に改める。

第十条の四第一項第二号及び第八十三条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定（「仮設建築物」を「仮設建築物等」に改める部分を除く。）、第一条の改正規定、第一章第一節の二の次に一節を加える改正規定、第八条の改正規定、第八条の二の改正規定（「第八十五条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める部分に限る。）並びに第十条の四第一項第二号及び第八十三条第一項の改正規定並びに次項の規定 公布の日
 - 二 目次の改正規定（「仮設建築物」を「仮設建築物等」に改める部分に限る。）、第五節 仮設建築物の適用の除外」を「第五節 仮設建築物等の適用の除外」に改める改正規定、第八条の二の見出しの改正規定及び同条の改正規定（「について」を「、法第八十七条の三第五項に規定する興行場等並びに同条第六項に規定する特別興行場等について」に改める部分に限る。）、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日
- 2 第五条及び第八条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十八号

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「第十五条の二の規定による人体から排出され」を「第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第十五条の二の規定による検体検査」を「第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」に、「検体検査」を「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第十五条の二の規定による医療機器」を「第十五条の三第二項の規定による医療機器」に、「第十五条の二の規定による第九条の七」を「第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二」に、「医薬品医療機器等法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第十五条の二の規定による医療」を「第十五条の三第二項の規定による医療」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十九号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例(昭和二十八年東京都条例第百十九号)の一部を次のように改正する。

別表東京都足立児童相談所の項中「東京都足立区西新井本町三丁目八番四号」を「東京都足立区江北三丁目八番十二号」に改める。

附則

この条例は、平成三十年十二月三日から施行する。

東京都工業用水道条例を廃止する等の条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百号

東京都工業用水道条例を廃止する等の条例

(東京都工業用水道条例の廃止)

第一条 東京都工業用水道条例(昭和三十八年東京都条例第七十二号)は、廃止する。

(東京都地方公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年東京都条例第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条、附則第五項及び附則第六項の規定は、平成三十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、第一条の規定による廃止前の東京都工業用水道条例(以下「旧条例」という。)の規定により、現に工業用水道の給水契約をしている者については、旧条例の規定は、平成三十五年三月三十一日(同日前に当該給水契約を終了した場合(当該者の移転等に伴う終了であつて、東京都工業用水道事業管理者が認める

場合を除く。)にあつては、当該終了の日)までの間、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際、現に存する給水装置に係る所有その他処分権限を有する者(前項に規定する給水契約をしている者を除く。)が、当該給水装置の改造、撤去等を行う場合については、この条例の施行の日から平成三十五年三月三十一日(同日前に当該給水装置の撤去又は切り離しを行う場合にあつては、当該撤去又は切り離しの日)までの間、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例に係るこの条例の施行後にした行為に対する旧条例に規定する過料の適用については、なお従前の例による。

(東京都公営企業組織条例の一部改正)

5 東京都公営企業組織条例(昭和二十七年東京都条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号(二)を削る。

(東京都の工業用水道事業に地方公営企業法を適用する日を定める条例の廃止)

6 東京都の工業用水道事業に地方公営企業法を適用する日を定める条例(昭和三十七年東京都条例第六十七号)は、廃止する。

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百一号

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都消防関係手数料条例(平成十二年東京都条例第百号)の一部を次のように改正する。

別表中三十一の項を削り、三十の項を三十一の項とし、二十九の項を三十の項とし、二十八の項を二十九の項とし、二十七の項の次に次のように加える。

二十八 石油コン 特定防イ 流出油等防止堤の検査 五万三千円にそ
ピナート等災害 災施設 の延長一キロメートル又は一キロメートル 検査の申請を

防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十五条第二項の規定に基づく特定防災施設等の検査
等検査手数料

に満たない端数を増すごとに二万六千円を加えた金額
すると
き。

- ロ 屋外給水施設（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）第一条に規定する消火用屋外給水施設をいう。以下この項において同じ。）の検査に掲げる屋外給水施設の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 消火栓を有し、かつ、貯水槽を有しない屋外給水施設 三万八千円に配管の延長一キロメートル又は一キロメートルに満たない端数を増すごとに八千五百円を加えた金額
 - (2) 貯水槽を有し、かつ、消火栓を有しない屋外給水施設 二万二千円に貯水槽一基につき四千五百円を加えた金額
 - (3) 消火栓及び貯水槽を有する屋外給水施設 四万六千円に配管の延長一キロメートル又は一キロメートルに満たない端数を増すごとに八千五百円及び貯水槽一基につき四千五百円を加えた金額

別表備考三中「三十の項イ」を「三十一の項イ」に改め、同表備考四中「三十の項ロ」を「三十一の項ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001